

氏名(本籍)	江崎智絵(茨城県)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博乙第2580号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	イスラエル・パレスチナ和平交渉の研究 - オスロ・プロセスの政治過程分析 -
主査	筑波大学教授 Ph.D.(国際関係) 赤根谷 達 雄
副査	筑波大学教授 博士(法学) 波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授 博士(法学) 首 藤 もと子
副査	東洋英和女子学院大学教授 池 田 明 史

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

中東地域はテロリズム、核開発、武器密輸など国際社会の安全を脅かす諸問題の温床となっている地域であるが、その中東情勢に多大な影響を及ぼしているのが、イスラエル・パレスチナ紛争である。本論文は、この紛争の主役であるイスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)との和平プロセス—とくに1993年に始まったオスロ・プロセス—を中心に、1991年から2009年までの和平交渉の展開と挫折の経緯・理由を明らかにしようとするものである。

イスラエル・パレスチナ和平交渉の失敗は、これまで、様々な角度から検討が加えられてきた。序章で論じているように、既存の研究では、指導者の戦略や認識といった個人的要因、和平交渉で採用されたアプローチの性質、両当事者間の不均衡な力関係、各当事者が直面する内政的脆弱性という政治構造およびスポイラー(spoiler)の存在といった点から説明が試みられている。これら個々の見方は、相互補完的であり、ウォルツ(Kenneth N. Waltz)が国際紛争の発生メカニズムを分析する枠組みとして提示した「国際システム」、「主体の政治構造」および「個人の行動」という3レベルへの区分の重要性を再認識させる。しかし、いずれの見方もオスロ・プロセスの大きな流れの一部に特定の角度から焦点を当てたものであるため、イスラエル・パレスチナ和平交渉の特殊歴史性を強調し過ぎる傾向がある。本研究は、このような既存の研究の制約を補うべく、和平交渉をめぐる国家・準国家内外のアクターの複層性と利害関係が交渉兼統治者の内政基盤を規定し、和平交渉の展開に影響を与えるとともに、そうした構造がスポイラーの行動を左右し、和平交渉の行方と内政基盤の状況に新たな動きをもたらす、という相互作用の循環性という観点から、オスロ・プロセスの停滞とその帰結を包括的に説明するものである。

具体的には、オスロ・プロセスでイスラエルとパレスチナ内部の政治構造がどのように形成され変化していったのか、いかなる政治構造がオスロ・プロセスでの交渉主体の判断を規定してきたのか、どのようなアクターが和平の進展や妨害を試みようとしたのか、交渉主体間および交渉主体と和平を妨害しようとするスポイラーとはどのような力関係にあったのか、といった問いを念頭に、オスロ・プロセスの経緯を実証的に明らかにしている。

論文は、序章、第Ⅰ部、第Ⅱ部、終章からなり、第Ⅰ部は第1章から第3章まで、第Ⅱ部は第4章から第6章までである。第Ⅰ部（「和平交渉の展開と挫折」）を構成する第1章から第3章までは、「暫定自治取り決めに関する諸原則の宣言」（通称オスロ合意）の締結に始まり、最終地位交渉の決裂を経て和平交渉が停滞へと至る過程でのイスラエルの和平政策および内政における政治力学を分析対象としている。

序章（「イスラエル・パレスチナ和平プロセスと分析アプローチ」）では、先行研究を批判的に検討したうえで、本論文の分析アプローチを説明している。

第1章（「オスロ・プロセスの始動」）では、ラビン政権下（1992年～1996年）でのオスロ・プロセスの開始とその初期段階の経緯を考察している。冷戦の終焉と湾岸戦争の終結という「2つの戦後」において、イスラエルとPLOがともに政治的立場を後退させ、パレスチナ武装勢力の取締りという共通利益のために合意に至った経緯を説明している。

第2章（「オスロ・プロセスの失速」）では、ラビン首相の暗殺を経て発足したネタニヤフ政権下（1996年～1999年）の和平政策と、それに伴い生じたオスロ・プロセスの変化に焦点を当てている。イスラエルの安全保障の中身をめぐって意見が割れ、社会的分裂が深まったことにより、内政への配慮を優先させたネタニヤフ政権の和平政策がオスロ・プロセスを減速させたことを実証している。

第3章（「オスロ・プロセスの停滞」）では、バラク政権下（1999年～2001年）のオスロ・プロセスがイスラエルとパレスチナ人との衝突に至る政治的メカニズムを分析している。この章では、広範な連立を実現したバラク政権における諸政党間の政治的駆け引きが複雑化し、オスロ・プロセスの支持基盤を弱体化させたことを明らかにしている。

第Ⅱ部（「和平交渉とパレスチナの政治空間」）の第4章から第6章では、オスロ・プロセスの開始からその停滞後の状況におけるパレスチナ内部の勢力配分と、パレスチナの政治状況に留まらないその政治的インパクトを分析している。

第4章（「オスロ・プロセスとパレスチナ自治政府」）では、オスロ・プロセスをめぐるパレスチナの政治勢力間関係を考察し、オスロ・プロセスの開始が招いたパレスチナ内部の政治的分断が新たな統治体制の下で再編されたことを説明している。

第5章（「オスロ・プロセスとハマース」）では、オスロ・プロセスと、それに反対してきたパレスチナの政治組織であるイスラーム抵抗運動（通称ハマース）との関係を考察している。オスロ・プロセスの停滞のなかで、ハマースと、その対抗組織でPLO主流派のパレスチナ民族解放運動（通称ファタハ）との権力闘争が深まる一方、ファタハ内部の世代間対立が顕在化した背景を明らかにしている。

第6章（「オスロ・プロセスと域内関係国」）では、イスラエルとの和平交渉に係わるパレスチナの政治状況が近隣関係国の安全保障と結び付いており、和平交渉の進展について、交渉主体と利益を共有している側面を検討している。具体的には、中東和平プロセスの一当事者であるヨルダンを取り上げ、国家安全保障の観点から、同国がパレスチナ人の帰還とハマースの取締りに共通の利益を有していたことを分析している。

終章（「イスラエル・パレスチナ和平プロセスをめぐる内政上のジレンマと政治力学」）では、イスラエル・パレスチナ和平交渉の過程とその失敗について、各章で得られた知見を横断的にまとめながら、本研究の結論を導いている。

イスラエルとパレスチナの積年の対立の解消を目指すオスロ・プロセスは、これを進めようとするほど、両者の内部での合意形成のための政治的な舵取りを困難なものとし、不可避的に、両者間の交渉の進展をいっそう容易ならざるものとした。このように本研究は、イスラエルおよびパレスチナ内部の政治力学と両者間の交渉の経緯の分析を通じてオスロ・プロセスの展開と挫折を明らかにしている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、オスロ・プロセスの形成から挫折に至るまでの過程を、体系的、包括的に論証した本格的な実証研究である。1991年から2009年に至る長いタイムスパンを考察対象期間とすることで、長期の構造的視点から、より一貫性のある説明を行うことに成功している。既存のオスロ・プロセスの研究は、イスラエル側とくらべて、パレスチナ側の資料が不足しているか、情報や議論が偏っているきらいがあるが、本研究は、インタビューを含め膨大な情報ソースにあたることで、全体の論述が客観的かつ立体的なものとなっている。本論文で用いられている資料は、邦語、英語およびアラビア語の行政・外交文書を始め、二次資料である研究書や学術雑誌、各国の新聞などである。また、イスラエル側交渉管理センター・メンバーやPLO法律顧問など、政策形成にかかわる関連部局の複数の人物に対してインタビュー調査を実施し、オスロ・プロセスの展開を知るうえで有用な情報を収集している。パレスチナ側の内部資料については、一般に入手可能なものを除くと議事録や行政文書は整備されていない状況であるが、こうした資料的制約を補完するべく、事実関係を複数の情報ソースに照らし合わせて検証しながら、パレスチナ側の内政について、詳細な分析を行っている。またヨルダンの視点を加えることで、論述が立体的なものとなっている。

本論文は、理論面でも斬新さがある。既存の5つの分析視角を批判的に利用しながら、特にスポイラーと内政力学の作用・反作用の蓄積が、イスラエルとパレスチナの力関係の非対称性とあいまって、パレスチナ国家形成の試みを挫折させていく過程を、うまく分析している。即ち、和平プロセスを妨害しようとするスポイラーの存在、和平プロセスを推進しようとしていたイスラエル政府の内政的脆弱性、パレスチナ側の和平プロセスの当事者であった暫定自治政府・PLOのパレスチナ内での政治的脆弱性等に焦点を当てることで、スポイラーによる妨害工作が和平プロセスを停滞と挫折に導いていった過程を、理論的にも、また豊富な資料を用いて実証的にも、説得的に論証している。

本論文は、以上のように、これまで使用されていなかった豊富な資料をもとにした本格的な実証研究であり、新たな事実関係や知見を呈示するなど地域研究としての学術的貢献は大きい。また内戦・平和研究に関する国際政治学的な研究の観点からも、スポイラー・モデルを用いつつ、政府・交渉当事者の内政的基盤の脆弱性が災いし、スポイラーによる和平阻害行動によって和平プロセスが容易に頓挫していく政治力学のメカニズムを明らかにしている点で多くの示唆を与えており、学術的に高く評価される。

平成24年1月30日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(1)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。よって著者は、博士(国際政治経済学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。